

札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画の修正について

1 札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画の修正

理由：都市再生特別措置法の一部を改正する法律が平成 28 年 9 月 1 日に施行されことに伴い、都市再生安全確保計画に非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。）の記載が可能となったことを受け、現在整備が行われている「札幌市北 1 西 1 周辺地区自立・分散型エネルギー供給施設」、「西 2 丁目地下歩道熱導管ネットワーク」及び「（仮称）北 4 東 6 エネルギーセンター」を非常用電気等供給施設として、札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画に位置付けるため。

また、北 3 西 3 南地区に整備する退避経路及び一時退避場所並びに北 4 東 6 周辺地区に整備する備蓄倉庫を新たに札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画に位置付けるとともに、既に位置付けてられている都市再生安全確保施設について、記載内容を時点修正するため。